



市 章

大津市公報

平 成 31 年 3 月 15 日
号 外 (第 6 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企 業 局 管 理 規 程

- 1 大津市企業局職員の在宅勤務に関する規程..... 1
- 2 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規程..... 2

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 1 号

大津市企業局職員の在宅勤務に関する規程を次のように定める。

平成31年 3 月 15 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市企業局職員の在宅勤務に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大津市企業局職員（以下「職員」という。）の在宅勤務の実施に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において「在宅勤務」とは、職員が現に居住する住宅において情報通信の技術を利用する方法により勤務することをいう。

(対 象 職 員)

第 3 条 在宅勤務を行うことができる職員は、大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）第 1 条に規定する職員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

中学校就学前の子を養育する職員

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 7 年企業局管理規程第 1 号。以下「勤務時間規程」という。）第15条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員

前 2 号に定めるほか、公営企業管理者が別に定める職員

(在 宅 勤 務 の 利 用 単 位)

第 4 条 在宅勤務は、1 日又は勤務時間規程第 4 条第 1 項に規定する半日勤務時間を単位として行うものとする。

(在 宅 勤 務 を 行 う 職 員 の 登 録)

第 5 条 在宅勤務を行うことを希望する職員は、あらかじめ公営企業管理者の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする職員は、あらかじめ所属長の承認を得た上で所定の様式による登録申請書を企業総務課長に提出しなければならない。

3 公営企業管理者は、前項の規定により登録申請書を提出した職員が第 3 条各号に掲げる職員に該当すると認めるときは、当該職員を企業局在宅勤務職員登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

(登 録 の 変 更)

第 6 条 前条の規定により登録を受けた者（以下「在宅勤務登録職員」という。）は、登録を受けた事項であって公営企業管理者が別に定めるものに変更が生じたときは、その旨を公営企業管理者に届け出なければならない。

2 公営企業管理者は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

(登 録 の 取 消 し 等)

第 7 条 公営企業管理者は、在宅勤務登録職員が第 3 条各号に掲げる職員でなくなったときは、第 5 条の規定による登録を取り消すことができる。

2 公営企業管理者は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該在宅勤務登録職員の登録を抹消しなければならない。

(在 宅 勤 務 の 実 施 の 承 認)

第 8 条 在宅勤務登録職員は、在宅勤務を行おうとするときは、公営企業管理者が別に定めるところにより、所属長に対し、在宅勤務を行おうとする日（以下「在宅勤務日」という。）の 3 日前の正午までに在宅勤務の実

施の承認の申請をしなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

2 所属長は、前項の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

3 所属長は、前項の承認を行う際に、第1項の申請を行った職員と協議の上、在宅勤務に係る成果物を指定するものとする。

(機器の貸与)

第9条 前条第2項の承認を受けた職員(以下「在宅勤務実施職員」という。)は、当該承認を受けた旨を企業総務課長に報告し、在宅勤務を行うために必要な機器等の貸与を受けなければならない。

(在宅勤務に係る報告)

第10条 在宅勤務実施職員は、在宅勤務を開始し、及び終了するとき、並びに休憩を開始し、及び終了するときは、その都度所属長に電子メールその他の手段(以下「電子メール等」という。)で報告しなければならない。

2 在宅勤務実施職員は、在宅勤務を行ったときは、第8条第3項の成果物を添付した報告書を所属長に電子メール等で報告しなければならない。

3 在宅勤務実施職員は、在宅勤務中に業務により在宅勤務を行う場所以外の場所に赴くときは、当該場所、当該場所に赴く理由等を所属長に電子メール等で報告しなければならない。

(在宅勤務の勤務時間の割振り等)

第11条 在宅勤務日の勤務時間の割振りは、所属長がその都度定める。

2 所属長は、前項の規定により勤務時間を割り振るときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1日の勤務時間は、在勤公署において勤務する場合における勤務時間と同じであること。

勤務時間は、午前5時から午後10時までの間で割り振ること。

休憩時間及び休息時間は、在勤公署において勤務する場合と同じ時間を確保すること。

3 所属長は、在宅勤務日に時間外勤務をさせてはならない。ただし、半日勤務時間を単位として在宅勤務を行う場合であって、終業の時刻に在勤公署において勤務しているときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関し必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 第5条第2項の規定による登録の申請及び同条第3項の規定による登録は、この規程の施行前においても行うことができる。

大津市企業局管理規程第2号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規程を次のように定める。

平成31年3月15日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を

改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例(平成30年条例第65号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定に基づき、移行前最終期間に係る料金の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(移行前最終期間の使用量の算出)

第2条 移行前最終期間の使用量は、移行期間の使用量(その使用量が1立方メートル未満のときは1立方メートルとする。以下同じ。)を移行期間の日数で除し、これに移行前最終期間の日数を乗じて得た数値(その数値に小数点第1位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。)とする。

(移行前最終期間に係る料金の額の算定)

第3条 移行前最終期間に係る料金の額は、改正条例第2条の規定による改正前の大津市ガス供給条例の例により算出した移行期間のガス小売供給に係る早収料金を移行期間の使用量で除し、これに前条に定めるところにより算出した移行前最終期間の使用量を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。)とする。

附 則

この規程は、平成31年3月15日から施行する。